

南部町手話言語条例

手話は、音声言語である日本語とは異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。

ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育み、受け継いできました。

しかし、これまで手話が言語として認められてこなかったことや手話を使用する環境が整えられてこなかったことから、ろう者は多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において手話は言語として位置付けられ、手話に対する理解及び手話の普及が求められています。

ここに、私たちは、手話は言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外の者が互いに認め合い、支え合う共生社会を実現するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにすることにより、町民の手話への理解及び手話の普及の促進を図り、もってろう者とろう者以外の者が支え合いながら安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に在住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 事業者 町内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

(基本理念)

第3条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるという認識に基づき、ろう者とろう者以外の者が、互いにその個性と人格を尊重することを基本として行われるものとする。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、言語としての手話に対する理解を深め、普及させる施策を推進するものとする。

(町民等の役割)

第5条 町民は、地域社会で共に暮らす一員として手話への理解を深め、町の施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念に対する理解を深め、町の施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

3 ろう者は、町の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

(施策の推進)

第6条 町は、第4条の規定に基づき、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進に関する施策
- (2) 手話による意思疎通の支援に関する施策
- (3) 手話を学ぶ機会の確保に関する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。